



(号外) 独立行政法人國立印刷局

四 次

〔法 律〕

- 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (六一)
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律 (六二)
- 科学技術基本法等の一部を改正する法律 (六三)
- 割賦販売法の一部を改正する法律 (六四)
- 農林水産省組織令の一部を改正する政令 (一九七)
- 国立大学法人法施行令の一部を改正する政令 (一九八)
- 司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令 (一九九)

〔条 約〕

- 投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定 (一一)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約 (四)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約 (五)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約 (六)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約 (七)

〔政 令〕

- 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従つて当該施設を管理しなければならないこととした。(第四七条第一項関係)
- 〔1〕第三十五条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項 (1) (1) 第三十五条第一項第一号の規定への適合の確保 (以下「機能確保基準」という。) は、次に掲げる事項について定めることとした。(第四七条第二項関係)
- (2) 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
- (3) 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
- (4) 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
- (5) (1)から(5)までに掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項
- 〔2〕空港の設置者は、機能確保基準に従つて空港の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項に関するための空港の設置者が定める規程として定め、国土交通省令で出なければならないこととした。(第四七条の二関係)

〔告 示〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約 (四)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約 (五)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約 (六)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約 (七)

本号で公布された法令のあります

◇無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律 (法律第六一号) (国土交通省)

一 航空法の一部改正関係

- 1 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従つて当該施設を管理しなければならないこととした。(第四七条第一項関係)
- 〔1〕第三十五条第一項第一号の規定への適合の確保 (以下「機能確保基準」という。) は、次に掲げる事項について定めることとした。(第四七条第二項関係)
- (1) 第三十五条第一項第一号の規定への適合の確保 (以下「機能確保基準」という。) は、次に掲げる事項について定めることとした。(第四七条第二項関係)
- (2) 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
- (3) 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
- (4) 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
- (5) (1)から(5)までに掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

- 〔2〕空港の設置者は、機能確保基準に従つて空港の機能を確保するために空港の設置者が定める規程として定め、国土交通省令で出なければならないこととした。(第四七条の二関係)

○

△

○

△

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇〇号）（農林水産省）

二年法律第一六号の施行期日を令和二年七月一日とし、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する指針・計画制度の創設に関する規定の施行期日を令和三年四月一日とするとした。

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（農林水産省）

家畜の伝染性疾患の名称のうち、「水痘性口炎」、「フルセラ症」、「結核病」、「ロブラズマ病」、「アナブラズマ病」、「豚水痘病」及び「家畜サルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水痘性口内炎」、「フルセラ症」、「結核」、「ロブラズマ症」、「アナブラズマ症」、「豚水痘病」及び「家畜サルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水痘性口内炎」、「フルセラ症」、「結核」、「ロブラズマ症」、「アナブラズマ症」、「豚水痘病」及び「家畜サルモネラ感染症」に変更することとした。（第一条及び第六条関係）

2 家畜以外の動物における伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断の手段について、家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断の手段を定める第五条の規定を準用する」ととした。（第七条関係）

3 〔〕により都道府県又は市町村が処理することとされるる事務について、地方自治法（昭和二一年法律第六七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするとした。

4 その他の規定について所要の整備を行うこととした。

5 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第一六号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行することとした。

◇強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一〇一號）（経済産業省）

強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るために電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和二年七月一日とする」とした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（厚生労働省）

次に掲げる物を毒物に指定することとした。

〔〕（第一条関係）

〔〕 1 蒸化コバルト（II）及びこれを含有する製剤

〔〕 2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。

〔〕 〔〕（第二条関係）

〔〕 3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条関係）

〔〕 4 四一ニチルオクタ一二ヒドロヒドトリル及び

〔〕 5 〔〕（第三条関係）

〔〕 6 〔〕の協定のほかなる規定も、両締約国が当事国である世界貿易機関設立協定附属書一に規定するところ等を規定している。（第四条関係）

〔〕 7 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一の対象となる事項に関する歴政行為の防止等の保護に関する多數の国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならないことを規定している。（第六条関係）

〔〕 8 一方の締約国は、外国人の入国等に関する自國の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関する活動に従事することを目的として自國の領域に入国し、及び滞在するなどを許可するなどを規定している。（第八条関係）

〔〕 9 ふつねの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用規定している。（第九条関係）

〔〕 10 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に因して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関して、内国民待遇又は最惠国待遇を与えること等を規定している。（第一〇条関係）

〔〕 11 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第一一一条関係）

〔〕 12 〔〕 ふつねの締約国も、国際收支及び对外支払に関する重大な困難が生じたる場合には、国境を超える資本取引等について措置を採用し、又は維持することができる」と等を規定している。（第一一二条関係）

〔〕 13 締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない」と等を規定している。（第一三条関係）

〔〕 1 〔〕 メタヌルボン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタヌルボン酸O-五バーセント以下を含有するものを除く。

〔〕 2 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

〔〕 3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条関係）

〔〕 4 メタヌルボン酸及びこれを含有する製剤

〔〕 5 〔〕（第三条関係）

〔〕 6 〔〕の協定のほかなる規定も、両締約国が当事国である世界貿易機関設立協定及び知的財産権保護に関する多數の国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならないことを規定している。（第六条関係）

〔〕 7 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一の対象となる事項に関する歴政行為の防止等の保護に関する多數の国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならないことを規定している。（第六条関係）

〔〕 8 一方の締約国は、外国人の入国等に関する自國の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関する活動に従事することを目的として自國の領域に入国し、及び滞在するなどを許可するなどを規定している。（第八条関係）

〔〕 9 ふつねの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用規定している。（第九条関係）

〔〕 10 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に因して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関して、内国民待遇又は最惠国待遇を与えること等を規定している。（第一〇条関係）

〔〕 11 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第一一一条関係）

〔〕 12 〔〕 ふつねの締約国も、国際收支及び对外支払に関する重大な困難が生じたる場合には、国境を超える資本取引等について措置を採用し、又は維持することができる」と等を規定している。（第一一二条関係）

〔〕 13 締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない」と等を規定している。（第一三条関係）

〔〕 1 〔〕 メタヌルボン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタヌルボン酸O-五バーセント以下を含有するものを除く。

〔〕 2 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

〔〕 3 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最惠国待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名
御璽

令和2年6月二十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第1百三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十五を第六号の十六とし、第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の十一の次に次の二号を加える。

六の十三 藥化コバルト(II)及びこれを含有する製剤

第一条中第十三号の五を第十三号の六とし、第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三を第十三号の四とし、第十三号の二の次に次の二号を加える。

十三の三 ジブチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤

第一条第一項中第四号の八を第四号の九とし、第四号の七を第四号の八とし、第四号の六の次に次の一号を加える。

一一オール四%以下を含有するものを除く。

第一条第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の一 一イソブリクシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、一イソブリクシエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

第一条第一項中第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の二号を加える。

十八の四 オナシラムー二イアルスチルヨスタクリート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第十八号の十四を第二十八号の十五とし、第二十八号の九から第二十八号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の八の次に次の二号を加える。

二十八の九 一クロロ一四一二トロブンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(184)を(185)とし、(110)から(183)までを(12)から(185)までとし、(109)を(110)とし、その次に

次のように加える。

(111) 三・四ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(108)を(109)とし、(109)から(107)までを(108)から(109)までとし、但の次に次のように加える。

四 四一エチルオクタ一三一エハニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四十一号の四を第四十一号の五とし、第四十一号の三の次に次の二号を加える。

四十一の四 二・四ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の三ただし書中「〇・三%」を「〇・五%」に改め、同項第七十八号の次に次の二号を加える。

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以上を含有するものを除く。

第二条第一項第八十二号の十一の次に次の二号を加える。

八十二の一 一ヒニル一一ヒロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一ヒニル一一ヒロリドン一〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十五号の十一の次に次の二号を加える。

八十五の十三 ふつ化アノモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第九十二号の二の次に次の二号を加える。

九十二の三 ベンゼン一一四ジカルボニルヨクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルヨクロリド〇・〇五%以下を含有するものを除く。

九十二の四 ベンゾイルヨクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルヨクロリド〇・〇五%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第九十八号の十二を第九十八号の十三とし、第九十八号の八から第九十八号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第九十八号の七の次に次の二号を加える。

九十八の八 スタンブルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五%以下を含有するものを除く。

第一条第一項第二号の三の次に次の二号を加える。
 百一の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
 百一の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日) この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第一条第一項第二号及び第六十八号

の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この政令の施行の際にこの政令による改正後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第一百一号の四及び第一百一号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、泰物及び劇物取締法(次項において「法」という)第二条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

前項に規定する物であつてこの政令の施行の際に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第二十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 謙信
内閣総理大臣 安倍 達三